

令和8年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R8.4.3	R8.4.15	公文書開示請求に対する一部開示決定について 審査請求人への送付状	32	1														(7条2号) 特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。 (7条3号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。 (7条6号) 都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	監査事務局 総務課
2	R8.4.3	R8.4.15	東京都情報公開審査会答申第1170号 (令和8年2月5日交付)を受け、監査委員・事務局が行った開示に関する以下を含む一切の文書。 ・請求人への通知・連絡(各種決定通知(添付資料含む)、連絡メール等)及び請求人に開示した文書 ・請求人から取得した文書(通知・連絡に関するメールや文書含む) ・各種決定の検討資料(対応方針の検討メモ、会議資料、起案回議決裁等) なお、7監総第906号にて開示された文書を除く。 (公文書開示請求に対する一部開示決定について及び審査請求人への送付状を除く)				1												請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局 総務課
3	R8.4.3	R8.4.15	文書管理基準表(総務課、監査第一課、監査第二課、監査第三課、技術監査課)	17	1														—	監査事務局 総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
4	R8. 4. 4	R8. 4. 15	・住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準の全部改正について ・住民監査請求に基づく監査における証拠の提出及び陳述に関する実施要綱（平成29年7月11日施行） ・住民監査請求に基づく監査における陳述の傍聴に関する実施要綱（平成29年7月11日施行）	18	1														—	監査事務局 総務課
5	R8. 4. 21	R8. 4. 30	保存期間1年未満とする住民監査に関する文書を定義、取り決めた文書。					1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局 総務課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。